

# 第83回 佐用町議会〔臨時〕会議録 （第1日）

平成30年7月19日（木曜日）

出席議員  (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (5名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	建設課長	横山重明		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 会議録署名議員の指名  
日程第2. 会期決定の件  
日程第3. 行政報告について  
日程第4. 議案第62号 損害賠償の額を定め和解することについて  
日程第5. 議員派遣について
- 

午前09時30分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第83回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集賜り、まことに御苦労さまです。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

平成30年7月豪雨災害により、多くの人的・物的被害が発生しております。

被災された方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々に、謹んで哀悼の意をささげ、ご冥福をお祈りし黙禱をいたしたいと思っておりますので、皆さん、ご起立よろしく願いいたします。

それでは、黙禱。

[黙 禱]

議長（山本幹雄君） ありがとうございます。ご着席ください。

今臨時会に付議されました案件は、損害賠償の額を定め和解することについての1案件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願いいたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今朝も朝から気温がぐんぐん上がってきております。昨日は、多治見のほうでは40度を超えたということで、本当にこのところ異常な暑い日が続いておりますし、それに伴って、毎日のように報道では、熱中症で倒れた方がたくさん出ているということで、気象庁からも高温危険注意報ですか、そんな情報が発令されるというような異常な状態になっております。

まだ、この暑さが、これから先、かなり続くのではないかなと、予報が出ておりまして、本当に心配をするところでもあります。

そういう中にありまして、先ほど、黙禱をささげましたけれども、7月5日からの梅雨前線による西日本一帯に降った大雨、豪雨によって、広島、岡山、そして愛媛とか、広範囲にわたって大変な災害になっております。

平成になって、一番たくさんの方が亡くなれたということで、200名を超える方が犠牲になられておりますし、また、家屋の損害というのは、大変な損害が出ております。

改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしながら、また、被災された方々に、心からお見舞いを申し上げ、そして、私たちが9年前にそうした災害に被災したわけでありまして、そうした中で、あの復旧の大変さということ、そういう被災された方へ

の、そういう思いを寄せて、既に、17日には社協からということで、中心に加古原議員等も参加いただきましたけれども、ボランティアで支援に行っていたいておりますし、町としても給水の支援、また、家屋の調査とか、また、職員が自主的にボランティアで支援に行こうというような計画もさせていただいております。

これから、本当に、この酷暑の中を、被災された方々の生活の実態、状況を見ると、本当に少しでも、私たちお役に立たなければいけないということで、支援の輪を広げていきたいということで、町といたしましても、後ほど、いろいろと現在の状況を申し上げますけれども、そうした支援活動に取り組んでおりますので、ひとつ議員の皆さん方におかれましても、一緒によろしく願い申し上げます。

佐用町におきましても、大雨特別警戒情報が発令をされました。後から、後ほど、臨時会、議案を審議いただいた後、改めて、全員協議会という形で、ご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、人的な被害はありませんでしたけれども、やはり平成21年の時と比べても、総雨量としては、それを上回る雨が降っております。

そういう中であって、まず、人的被害がなかったことは何よりでしたし、また、家屋の浸水等、ほとんどありませんでした。

ただ、道路関係、また、農災、そういうところは、当然、数多く出ております。職員が、このところ暑い中、ずっと出てくれて、被災箇所の調査をし、概略はまとめております。

既に、公共については、第1次の申請をして、この災害につきましても、全体を国としては、激甚災害に指定をされておりますし、また、特別警戒情報が出たところに対しましては、災害救助法の適用というようなことも佐用町も対象になっておりますけれども、そうした長期的な避難をされるような方はいらっしゃいませんので、それは使わずに済むということで助かっておりますけれども、そうした措置もされているところでございます。

そういう状況につきまして、また、後ほど、今の概略を説明させていただいて、今後、こういう暑い中でありまして、何とか、町の中でのそうした復旧事業につきましても、迅速に少しでも早く、進めていけるように考えていきたい。取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、今日、議会、審議いただく、臨時会として提案させていただきますのは、先ほど議長からお話しいただきましたように、町道での事故にかかわる損害賠償の承認でございます。何とぞ、ひとつご理解いただき、よろしく願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。

議長（山本幹雄君）　　ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより第83回佐用町議会臨時会を開会します。

なお、今臨時会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、総務課長、建設課長であります。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君）　　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。

5番、小林裕和君。6番、廣利一志君。以上の両君にお願いします。

---

## 日程第2．会期決定の件

議長（山本幹雄君）　　続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。

　　お諮りします。会期は、本日、1日限りといたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

---

## 日程第3．行政報告について

議長（山本幹雄君）　　続いて、日程第3、行政報告に入ります。

　　行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

　　なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

## 日程第4．議案第62号 損害賠償の額を定め和解することについて

議長（山本幹雄君）　　続いて、日程第4、議案第62号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

　　提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章 君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第62号、損害賠償の額を定め和解することについての提案のご説明を申し上げます。

　　本件は、平成30年5月25日午前5時30分ごろ、佐用町中三河776番1地先の町道三河65号線を相手方が軽自動車で行き中、水路蓋である鉄板の上を通過した際に鉄板が移動し、右側後輪が水路内に脱輪したことにより、ミッションや後部側面等が破損したものでございます。

　　事故の原因といたしましては、鉄板蓋の底部にズレ防止がなされてなかったためでありますので、道路管理者として国家賠償法第2条に規定する賠償責任を認め、町側の過失割合を100パーセントとして、相手方車両の修理費58万9,064円を賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定め和解

することについて、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、ご承認賜りますように、お願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
ただ今議題にしております議案第 62 号につきましては、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員。

9 番（岡本義次君） 今、町長、説明ありましたように 58 万 9,064 円。これは、ただ単なる、その車の修理だけで、その車が、また元に戻って、その車を使われて、また、新聞配達をされておると、そういうことでよろしいのでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） そのとおりでございます。  
使われていた車を修理して、それを使われております。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほか。  
ほかに質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります、討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 62 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号、損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5．議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。  
議員の派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することにしたいと思っております。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり、派遣することに決定しました。

---

議長（山本幹雄君） 以上で本日の日程を終了いたしました。  
お諮りします。今臨時会に付議された案件は、終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、第 83 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会します。  
本日は、暑い中、お集まりいただきまして、臨時会ということで、適切妥当な結論をいただいたこと、ありがとうございます。  
これで挨拶いたします。  
町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 損害賠償につきまして、こうした事案が、かなり次々と出てくるんですけれども、こうした、道路の管理等、少しでも徹底していくように、これからも努めていきたいと思っております。  
ただ、古い道路、たくさんの箇所があって、どうしても以前つくったもの、安全に、今までなかったことが、急にこうした危険があるというような形があります。  
先般も建設課のほうで、職員のほうが、こうした見えないところというのは、なかなか難しいんですけれども、見える箇所、水路のふたから、道路が入っていて、暗くなると、そこから足を踏み外して落ちやすいとことか、そういうところが、まだまだ、たくさん見受けられます。  
そういう、今回の水害なんかを見ても、特に、そういう夜間、そういうところでの事故が起きやすいというところが、当然、予見をされるわけです。  
そういうことに対しても事前に注意をして、危険がありそうなところというのを、一つ一つ消していくという、そういうことに取り組んでいかなきゃいけないということで、担当課のほうにも指示をしているところでございます。  
そういうことで、これからも、こうした事故がなるべく起きないようにということで、努めてまいりたいと思っておりますので、本日の議案につきましては、ご承認いただきまして、まことにありがとうございます。  
この後、また、行政報告としてはさせていただきますけれども、それにかわる形で、全員協議会で何点か、皆さんにご報告をさせていただきたいと思っておりますので、あとよろしくお願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） これをもちまして終了します。  
なお、この後、10時から全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

午前09時47分 閉会

---